

## 配置予定技術者の事前確認事務取扱について

平成29年12月25日

### 1 趣旨

この事務取扱は、雲仙市が指名競争入札により実施する工事について、雲仙市建設工事等入札参加の資格審査及び選定要綱及び雲仙市建設工事の指名基準により指名された建設業者（以下「指名業者」という。）が、当該工事に配置を予定している主任（監理）技術者（以下「配置予定技術者」という。）の入札前の確認について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 対象工事

請負対象設計金額が3,500万円以上（建築一式工事にあつては、7,000万円以上）であつて、指名競争入札による建設工事を対象とする。

### 3 配置予定技術者の周知方法及び提出期限等

#### (1) 周知方法

入札執行通知書に配置予定技術者の入札前の確認が必要な旨を記載する。

#### (2) 提出期限

指名業者は、入札日の2日前（土・日・祝日を除く。）までに、配置予定技術者届（様式第1号）及び手持工事報告書（任意様式）を契約検査課に提出しなければならないものとする。

#### (3) 配置予定技術者届を提出しない場合

指名業者は、配置予定技術者届を提出しない場合は、入札日の2日前（土・日・祝日を除く。）までに、入札辞退届を提出しなければならないものとする。

なお、配置予定技術者届を提出期限までに提出した場合においても、開札前までは、入札を辞退することができる。

### 4 配置予定技術者の資格等

#### (1) 資格

##### ア 主任技術者

主任技術者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者であること。

##### イ 監理技術者

監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。

#### (2) 雇用関係の確認

ア 配置予定技術者は、配置予定技術者届を提出する時点で、当該指名業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者でなければならない。

##### イ 配置予定技術者と企業との直接的な雇用関係について

直接的な雇用関係とは、「技術者と企業との間に、第三者の介入する余地の

ない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること」をいう。なお、在籍出向者、派遣職員は認められない。

ウ 配置予定技術者と企業との恒常的な雇用関係について

恒常的な雇用関係とは、配置予定技術者届の提出期限日を含め連続して3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

エ (2) イ又はウに定める要件について、次に掲げるいずれかの書面等により確認するものとする。

- ・ 監理技術者資格者証
- ・ 健康保険被保険者証
- ・ 雇用保険被保険者有資格取得等確認通知書
- ・ その他所属企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類

(3) 複数の候補者による届出

配置予定技術者は、契約時点で配置できる技術者を記載するものとする。

なお、提出期限までに、配置予定技術者を特定できない場合は、3人までの候補者を記載することを認める。

(4) 他の工事に従事中の技術者の届出

ア 配置予定技術者届の提出期限日において、配置予定技術者が他の工事に従事中である場合は、次の場合に限りその技術者を記載することを認めるものとする。

- ・ 従事中の工事の契約工期の終期が入札日の前日までの場合
- ・ 従事中の工事の契約工期の終期が入札日以降の場合であっても、配置予定技術者届を提出する日の前日までに完成検査が終了している場合
- ・ 従事中の工事の契約工期の終期が入札日以降の場合であっても、入札日の前日までに完成検査が行われることが決定している場合

イ 前号の配置予定技術者届の提出期限日において、配置予定技術者が他の工事に従事中であるときは、その工事の工期が延伸された場合又は完成検査が延期された場合には、その理由を問わず、直ちに入札辞退届により、入札を辞退しなければならない。ただし、(3)により複数の候補者を記載した場合で、記載した他の技術者を配置可能である場合を除く。

(5) 配置予定技術者届の変更等

3 (1)により定めた提出期限の翌日以降は、原則として配置予定技術者の変更・差替え等は認めない。

(6) 配置予定技術者の配置等

工事を落札した場合は、配置予定技術者届に記載した技術者を配置しなければならない。

## 5 適用

この事務取扱は、平成29年12月25日以降に入札執行通知する建設工事から適用する。